

国際ソロプチミストアメリカ 手続

目次

A. 総則	2
B. クラブを運営・管理する手続	4
C. 諸費	7
D. 年会費、諸費、賦課金の減額申請	8
E. 財務上の義務不履行	8
F. リジョンを運営・管理する手続	9
G. 連盟大会	13
H. 指名および選挙手続	13
I. 連盟理事会	15
J. 解散の手続	16
K. 投票	16
L. 国際ソロプチミスト	18
M. 連盟決議を運営・管理する手続	20
N. プログラムと賞	20
O. 連盟ボランティア職	21
P. 「夢を生きる賞」参加者	22
Q. 改正	22
付録1: リジョンの区域限界	23

* 英文の SIA 手続が公式文書であり、日本語訳は皆様の理解を助けるために用意されたものです。

A. 総則

1. クラブ、地区、リジョンは次の場合、公の立場をとることができる。
 - a. 連盟が採択した立場(ポジション)を実施する。
 - b. 会員、クラブ、地区あるいはリジョンの 3 分の 2 の賛成得票によりソロプチミスト組織の目的、目標を擁護して、その支持を提唱する。しかし、
 - c. 連盟、リジョン、クラブまたはソロプチミストとしての資格で会員は、公職選挙立候補者の支持または反対のための政治運動に直接的にも間接的にも参加または介入してはならない。
2. 連盟内において、リジョン、地区、クラブ、会員は、自分たちの選んだ候補者に対して投票する権利と責任を有する。いかなる者も、候補者あるいは被指名者のための情報やキャンペーン(選挙運動)資料を配布してはならない。そういった情報・資料には、E メール、郵便物、ファクシミリ、電話、印刷物、パンフレット、チラシなどが含まれるが、それらに限るものではない。候補者あるいは被指名者についての情報は、それぞれの指名委員会により配布されるもののみが認められる。リジョン主催による全候補者の紹介またはレセプション、あるいはその両方を開くことは適切であるが、社交的行事で候補者個人を後援することは禁止されている。
3. 連盟理事会の承認がなければ、クラブは、他リジョンのクラブに対して、ポリシーに関する問題、プロジェクト推進、資金調達の協力要請をすることはできない。それには、郵便物、E メール、請願書の送付、電話、ウェブサイトへの掲載(クラブ名を売り手に使って公共サイトでオンライン・オークションを行なうことを含む)、その他の形で、プロジェクトや資金調達の支援を要請することが含まれる。リジョンは、リジョン内のクラブへの情報伝達のための手続を採用することができる。
4. 連盟は公式ニュースレター『Best for Women』を発行する。会報は、毎年少なくとも 2 回発行する。ニュースレターは、年間購読により提供される。
5. 連盟の公式言語は英語である。理事会の規定により、連盟内で使用されている英語以外の言語で適切な資料を翻訳するための予算が提供される。クラブは受け取る資料が英語版ではなく翻訳版とするか否かを、選択することができる。翻訳されなければならない適切な連盟資料は全て、連盟本部を通じて認可される。もしリジョンまたはクラブが連盟の使用する資料を翻訳するならば、その翻訳版の 1 部を連盟本部に提供するものとする。
6. 「ポリシーおよびポジション声明」を国際ソロプチミストアメリカを代表して出すことができるのは、連盟の選出役員および本部長のみとする。それ以外のソロプチミストが出した「声明」は、必ずしも連盟の公式見解を表明するものではない。しかし会員は、国際ソロプチミストアメリカの『SIA 決議文集』または国際ソロプチミストの発行資料『私たちの見解』の中にある情報を利用することができる。

SIA 理事会の独自の裁量として、SIA 手続 A.1. c.の要件を満たしていることを条件に、政治的もしくは社会的な時事問題もしくは出来事に関連する公式声明を策定、発表、もしくは支持表明できる。公式声明は、SIA の使命及び、SIA が現在、過去、将来に行う活動の目的に直接関連するものに限定される。

7. 強力な視覚的アイデンティティーを築くことは、SIA のブランド戦略の重要な構成要素である。クラブとリジョンは、入念かつ一貫性のあるやり方で、SIA の視覚的アイデンティティーを実践するよう求められる。SIA の

ロゴは、図案化された「S」と「Soroptimist」の語で構成される。このロゴは、全てのクラブやリジョンの文書類、ウェブサイト、会報・広報誌、プログラム、教育資料、さらには、リジョン大会、地区大会、分科会、その他公式のソロプチミスト行事用の名札、装飾、印刷物での使用が認められ、奨励される。連盟では、リジョンとクラブが使用できるように、(さまざまな形式の)ロゴと、用箋、名刺、封筒のテンプレートを無償で提供している。これらは、www.soroptimist.org の会員専用ウェブサイトから入手できる。ロゴは、PMS 659(青色)か黒色で印刷しなければならない。

8. SIA は、アメリカ合衆国及びソロプチミストの国々において、サービスおよび／または商標の保護のために、国際ソロプチミストのエンブレム、SIA のロゴ、Soroptimist の翻訳(ベスト・フォー・ウイメン)、キャッチフレーズ(夢を応援する)、「夢を生きる」のロゴ、さまざまな連盟のプログラムを登録している。登録商標の使用には、SIA のウェブサイト www.soroptimist.org で提供されている「SIA 登録商標使用規定」が適用される。
9. SI のエンブレム、SIA のロゴ、「夢を生きる」のロゴ、その他の登録商標の付いたものを含む、全てのソロプチミストのアクセサリーは、連盟本部を唯一の供給元とする。アクセサリー以外の品については、SIA の非独占的な制限付き使用ライセンスの対象となる。全てのソロプチミストは、ソロプチミストの所有物として登録されている公式のマークが、長年にわたって培ってきた尊敬をこれからも受け続けるようにしなければならない。
10. 会員ピンは連盟本部からのみ入手可能である。連盟内での習慣により、会員ピンは心臓に近い左胸に着用される。会員は連盟本部がアクセサリーの唯一の供給元であることに留意しつつ、自身の選択により、会員ピンの代わりに、またはそれと一緒に、他のソロプチミスト・アクセサリーを着用してもよい。会員は公式の役職における自身の最高の位を示すピンを着用することになっており、同時にローレル・ソサエティのピンなどの表彰のピンを着用してもよい。ソロプチミストのロゴの付いたピンは、ソロプチミストとその使命についての会話を促すために、日常的に使用してもよく、適切で趣味のよい場所であればどこでも着用してかまわない。
11. クラブやリジョンのウェブサイトは、www.soroptimist.org の会員専用セクションで無償提供されているウェブサイト・テンプレートを利用するか、SIA の「ウェブサイト作成ガイドライン」を遵守しなければならない。具体的には、そういったウェブサイトには、いかなるソロプチミスト会員の氏名や連絡先情報であれ、その個人の明確な許可なしで、一般のアクセスが可能なサイトに掲載してはならない。SIA のクラブと会員のデータベースを維持するために、クラブや会員の名簿に関する全ての情報が連盟本部を通して入手されるようにしなければならない。予め SIA から書面による許可を得ることなく、クラブやリジョンのウェブサイト上に商品やサービスを購入するための広告やリンク入り口を設けないものとする。SI や SIA のプログラム資料、申請書、フォームの写しは掲載しないものとする。その代わりに、情報が発信源で確実に最新に保たれるようになっているサイトへのリンクを設けなければならない。これらのガイドラインに従わない場合は、クラブやリジョンは連盟本部の要請があり次第、サイトを削除または修正することが必要になるか、あるいは、そのサイトが要請に応じるまで、クラブの適格性やリジョンの連盟との関係を危うくする。
12. 個人の連絡先データ(名簿の情報)は、安全かつ機密性の高い方法で連盟本部によって維持される。商業及び勧誘目的のデータ使用は、何人に対しても拒否される。ソロプチミスト以外からの連絡先の要請も拒否される。連盟理事会のみが例外措置の許可を与えることができる。ソロプチミスト会員は、SIA ウェブサイトの安全な会員専用セクションを通じて名簿の情報を入手できる。ソロプチミスト会員は、SIA の会員データを保護し、SIA 関連の業務を目的とした場合のみ、これを使用することに同意する。更に、ソロプチミスト会員は、SIA に関連しない募金や参加、物品とサービスを勧誘することを目的として SIA の会員データを共有、売却もしくはその他の形で開示しないことに同意する。リジョンは、自リジョン内のクラブおよび／または会員の電子的な名簿や宛名ラベルを要請することができる。連盟本部は、データの収集と保護について最高

の倫理的、法的基準を満たした、完全なプライバシー・ポリシーを備える。このポリシーは、組織及び業務コミュニティ内で変更が生じた際に更新される。ポリシーの全文は、連盟のウェブサイト、www.soroptimist.org の外部向けの部分で入手可能である。

B. クラブを運営・管理する手続

1. 認証状は、連盟本部から出されているガイドラインに則って、最低 12 名の正会員がいるクラブに、連盟によって授与される。クラブ名は、はっきりと区別のつく地名を反映し、奉仕する地域社会を表したものとし、連盟本部の承認を受ける。
2. クラブ役員は、会長、セクレタリー、トレジャラーおよびクラブが細則で定める追加役員および／もしくは理事とする。
3. 会合及び投票
 - a. クラブは、クラブの定例の休暇期間として定めている期間を除き、毎月少なくとも 1 回の例会を開催する。クラブは、あらゆる形式で会合を開催することができ、これには対面式、音声またはビデオ会議、もしくはソーシャル・メディアが含まれる。
 - b. クラブは、定期的に予定されているクラブ理事会、役員会、委員会の例会をあらゆる形式で開催することができ、これには対面式、音声またはビデオ会議、もしくはソーシャル・メディアが含まれる。
 - c. クラブはあらゆる定例業務を実施することができる。これには、役員の選挙、クラブ運営文書の改正案への投票、予算の承認、もしくは会合(対面式、音声またはビデオ会議、もしくはソーシャル・メディアによって実施される)での投票、または郵便投票、もしくは電子投票によって行われるクラブの定例業務が含まれるが、それらに限定されない。郵便投票もしくは電子投票の結果は、投票結果がまとめられ、クラブ役員もしくは投票の責務を負う委員会の委員長によって、全てのクラブ会員へ伝達されるべきである。結果は、投票が行われた会合の議事録に記載されるか、次の会合で報告し、議事録に記載されるべきである。
 - d. 戦争時のような被害もしくはクラブが所在する国への攻撃、核もしくは原子力による惨事、大規模な自然災害、公共の安全もしくは公衆衛生の危機により、対面式の会合を開催することが得策ではない、もしくは違法となる場合、クラブ理事会は、会合を延期もしくは中止する、もしくは会合または投票の形式を、クラブ細則に記載されている形式から、クラブ運営及び必要不可欠な業務の継続を確実にするために、この手順において支持されるいかなる形式にも変更することができる。これらの事態の場合、クラブ理事会は会員及びリジョンに、これらの変更について通知する。
4. クラブは 12 名以上の正会員を維持すべきである。連盟本部は、毎月クラブの会員状況をモニター(監視)し、11 名以下の正会員となったクラブ会長宛に書状を(写しをリジョン・メンバーシップ委員長とリジョン・ガバナーに)出す。11 名以下の正会員となったことを理由にクラブは認証が取り消されることはない。
5. 適格なクラブと認められるためには、クラブはリジョンおよび連盟に対する現行の財務的義務を守り、連盟から受け取ったクラブ助成金に義務付けられている最終報告書を提出し、SIA の戦略的計画及びクラブ・ロードマップで設定されたゴールに到達(もしくは到達に向けて努力)し、関連業務に関する年間申告を提出していなければならない。適格でないクラブは、連盟の選挙や郵便投票で投票する資格はなく、連盟から助成金もしくは賞を受けることはできず、認証喪失の対象となり得る。

米国内のクラブで内国歳入庁 (IRS) による非課税資格を失ったクラブは、認証を喪失し、手続 B.1. に従って異なる名称で再認証する必要がある。新たな連邦雇用主納税者番号を申請し、SIA の団体免除措置を通じて連邦 IRS の非課税資格を申請しなければならない。

6. 新入会員および新クラブのチャーター会員の年会費は、按分計算する。会員の入会月を按分計算の基礎とする。クラブのトレジャーは、以下の表を使って、入会費、入会届と一緒に送るべき金額を判断する。

2023 年 7 月 1 日より

7 月 1 日から 12 月 31 日の間に既存のクラブあるいはチャーター・クラブに入会した会員は、76ドルを支払う。

1 月 1 日から 6 月 7 日(翌年期の年会費請求日)の間に既存のクラブに入会した会員、及び 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間にチャーター・クラブに入会した会員は、38ドルを支払う。

4 月 1 日から 6 月 7 日の間にチャーター・クラブに入会した会員は、4 月 1 日から 6 月 7 日までの会費として 19ドルと、SIA 年会費全額の 76ドルを支払う(合計 95ドル)。

7. 若者と一緒に活動するクラブ

SIA は、連盟の活動に参加する若者に安全で安心できる環境を提供することを約束している。連盟は、子供あるいは周囲の影響を受けやすい年齢層と一緒に活動する際、いかなる不適切な行為あるいは虐待も容認しない。SIA はまた、ソロプチミスト会員およびその他のボランティアが、若者が関わるソロプチミスト・クラブのプロジェクトを実施する際に不適切な振る舞いがあったと非難される危険性を最小限にするべく努めている。「若者と一緒に活動するための SIA 基準」は、SIA の国のクラブで実施される若者向けのプロジェクトに関わるボランティアに例外なく求められるステップを列挙している。この基準は新規あるいは既存の若者向けプロジェクトの全てに適用される。(SIA のウェブサイトのプログラム資料と連盟情報のページを参照)

若者と一緒に活動する全てのソロプチミスト・クラブは以下の点に同意する。

a) 研修

若者が関わるプロジェクトを開始する前に、それに参加する全てのボランティアは、「若者と一緒に活動するための SIA 基準」を読み、署名し、クラブへ提出しなくてはならない。参加する全てのボランティアは、SIA のウェブサイトで見学できる若者と一緒に活動することならびに疑わしい虐待あるいは虐待の可能性の報告に関する研修講座を修了しなければならない。

- b) 若者と一緒に活動する際の身元調査に関して地元の政府や州／県、国で適用される要件を全て順守する。SIA は、若者と一緒に活動する全ての成人が身元調査をクリアすることを義務付ける。身元調査は、若者が関わる活動を開始する前に完了し、クラブへ提出されなくてはならない。

- c) 署名された基準と提出された身元調査は安全な場所に適切に保管し、守秘義務を厳重に守り、これらの文書へのアクセスを管理する。

d) 怪我、虐待、性的虐待の疑いの報告

- i. クラブの活動に関連して不適切な行為、疑わしい怪我、虐待、あるいは性的虐待を目撃した者、あるいは合理的にその疑いを持つ者は、直ちにクラブ会長もしくはトレジャーに通知しなければならない。通知を受けたクラブ会長もしくはトレジャーは、適切な機関あるいは法律執行機関への報告について定められた法的要件に従う。
- ii. それと同時に、情報は、連盟最高財務役員ならびに連盟本部長／最高経営責任者(CEO)へ報告されなくてはならない。SIA のスタッフが SIA の法務顧問へ連絡する責務を負う。米国内のクラブにおいては、SIA スタッフが SIA の保険仲介人及び(または)保険会社へ連絡する。米国以

外のクラブにおいては、クラブがリジョン・ガバナーへ連絡する必要がある、リジョン・ガバナーはリジョンの保険仲介人及び(または)保険会社へ連絡する責務を負う。

- iii. いかなる状況においても、クラブの役員あるいは会員が、かかる状況に関する質問あるいは調査を行ってはならない。

SIA は、弁護士の助けを受け、「若者と一緒に活動するための SIA 基準」を定期的に見直す。必要な場合は、現行法と保険要件に従って基準を修正する。変更があった場合は、SIA は全てのクラブにその変更を知らせる。

8. 合併するクラブは、クラブのための新しい認証状と新しいクラブ番号を受け取る。合併するクラブは、合併後のクラブ名に関して同意するものとする。そのクラブ名は、はっきりと区別のつく地名を反映し、奉仕する地域社会を表したものとし、連盟本部の承認を受ける。合併するクラブは、「クラブの合併」フォーム 205 の現行版に概説されているステップを完了し、リジョンと SIA にフォームを提出して承認を受けなくてはならない。

9. オンライン・クラブ

新しいクラブは、“オンライン・クラブ”として認証することを選択できる。オンライン・クラブの会員は、主としてテクノロジー(電話、ビデオ会議、ソーシャル・メディア)を通じて、会合を開いたり SIA の使命に焦点を当てた活動を行うことを選択する。ソロプチミストプログラムの遂行は、当該オンライン・クラブによって定められた通り、テクノロジーおよび/または対面式の手法を用いて、実施することができる。

オンライン・クラブは、そのチャーター会員の 75%の居住により判定された 1 リジョンに割り当てられる。会員が 12 人のオンライン・クラブは、認証時に 1 リジョン内に居住している会員が少なくとも 9 人いなければならない。それ以外のチャーター会員は、他の地域の居住者でも構わないが、SIA 内の国と地域(「SIA 手続付録 1:リジョンの区域限界」参照)に居住していなければならない。

オンライン・クラブは、すべてのソロプチミスト・クラブについて手続 B.1 に述べられた命名のしきたりに従うべきであり、クラブ名の中に“オンライン”の語を含めなければならない。現在は従来の様式を取っているが、オンライン・クラブの様式への移行を望むクラブは、「ソロプチミスト・クラブの名称変更申請」フォーム 204 に記入することでそれを行うことができる。

10. クラブは、ソロプチミスト・クラブに政府から付与された慈善目的の非課税措置を使い、代理人として、その税制上の立場を利用して寄付者へ税制優遇措置もしくは税控除の可能性を提供することを模索するその他の団体もしくはプロジェクトのための資金を収集することはできない。
11. 関連業務。関連業務とは、「SIA の使命を実行するために、継続的な活動の所有及び(または)運営を伴うクラブの活動」と定義される。これには、短時間もしくは期限付きで定期的実施される(例えば年次で実施される)個別の資金調達行事は含まれない。関連業務の特徴は、クラブの業務に対応するために定期的に予定されている会員の会合以外のクラブの活動と定義され、それがクラブの一部の活動であるか、もしくは別個の事業体であるかにかかわらず、以下のいずれかの場合は該当する。
- クラブが他のクラブもしくは事業体と共に、活動の全部もしくは一部を管理している。
 - 活動のスタッフもしくは参加者は主にクラブ会員である。
 - 活動がクラブを経済的に支援する、もしくは活動がクラブから経済的または別の形で支援を受けている。

- ソロプチミストの名称もしくはマークを使用している。

ソロプチミストの使命を実行するクラブを支える関連業務を有しているクラブ、もしくは関連業務の創出を模索しているクラブは、その業務活動によってクラブ、会員、国際ソロプチミストアメリカ社が何等のリスクも背負わない形で業務が構築されることを確実にする必要がある。

関連業務を有するソロプチミスト・クラブは、以下のガイドラインを順守する必要がある。

- 関連業務は、クラブとは別個の事業体として作られること。
- 関連業務は、ソロプチミスト・クラブとは別個の連邦／国、州／県、もしくは地方自治体の税制上の立場を持ち、ソロプチミスト・クラブとは異なる独自の納税者番号を有していること。
- 関連業務は、地元でその名称において活動するために適切な許認可を取得していること。
- 関連業務は、独自に総合賠償責任保険を有し、追加被保険者として国際ソロプチミストアメリカ社を指定し、1回の事故につき100万ドル、保険期間を通じて合計200万ドルの補償を付けることが必要である。
 - 総合賠償責任保険の追加被保険者に関する文面は次の通りでなくてはならない。国際ソロプチミストアメリカ社、その理事、役員、職員、リジョン理事会、ガバナー、役員、職員は、事業損害賠償保険の特約事項 #CG 20 10 (04/13) 及び事業自動車損害賠償責任（該当する場合）保険契約の下、追加被保険者として指名される。追加被保険者の補償は、第一次保険及び非按分とし、事業損害賠償保険及び事業自動車損害賠償責任（該当する場合）保険契約の下、追加被保険者に有利な形で代位権の放棄を伴う。
- クラブは、追加被保険者の総合賠償責任保険に関する保険証書について、保険契約の更新日から30日以内に、連盟本部へ年間申告しなくてはならない。クラブが財物保有者である場合は、財物の補償に関する保険についても、保険契約の更新日から30日以内に連盟本部へ保険の証拠を年間申告しなくてはならない。保険契約の更新日から30日以内に申告することを怠った場合、保険文書が提出されるまで、クラブは、「適格でない」立場に置かれる。クラブはまた、保険証書の更新を申告すると同時に、「商標」の年間使用許可と、関連業務に関する情報シートを申告しなくてはならない。（SIA 手続 B.5.を参照）
- 新たな関連業務を設立しようとするクラブは、関連業務を確立する前に、連盟本部のリスク課に連絡する必要がある。
- 既存の活動が関連業務に該当すると新たに認められたクラブは、90日以内に以下の情報を提供する。これを怠った場合、クラブは「適格でない」位置付けに置かれる。クラブは以下のいずれかをしなくてはならない。
 - ソロプチミスト関連業務合意書に署名し、上記に提示されている通りの補償内容と追加被保険者が記載された保険証書を通じて、別個の総合賠償責任保険の証明を提示し、クラブが財物保有者である場合は、財物補償保険の証明を提示する。
 - 既存の活動から関連業務の位置づけとなる定義を排除する運営上の変更の証明を提供する。

C. 諸費

1. 入会費 10ドルが、会員籍に新たに加わる新会員、チャーター会員、あるいは復帰する元会員に課せられる。（但し書き: 2012年10月1日より施行。2012年9月30日までは、入会費 7.50ドルと、復帰手数料 10ドルが適用される。）
2. SIA 登録商標使用規定で概説されているように、クラブもしくはリジョンが販売するアクセサリ以外の品、一品目につき 50ドルのライセンス料が適用される。

3. クラブ(注:米国内)は、連盟に請求された年間保険料に基づき理事会が定めた額のクラブを対象にした年間義務的責任保険料を支払う。米国、グアム、プエルトリコに在住する会員は1人当たり9ドルの保険料を支払う。
4. クラブは、隔年大会直前の3月15日までに、大会登録料を納める。その費用は各クラブへ1月15日までに請求される。大会前のクラブ年度7月1日から大会最終日までに認証されたか復帰したクラブは、クラブ大会参加料が免除される。
5. 3月15日までに大会登録料を送金していないクラブは、大会登録料の10%を延滞料として納める。
6. 連盟年会費の支払期日は7月1日である。8月1日までに会費を納入しなかったクラブは、100ドルの延滞金を併せて支払うものとする。9月1日までに会費を納入しなかったクラブは、150ドルの延滞金を併せて支払うものとする。9月1日までに年会費の納入がないクラブに対して、本部長は書状を送り、10月1日までに年会費と150ドルの延滞金を納入しない場合には、クラブの認証が取り消される旨を伝える。連盟本部へ支払われた年会費／諸費は払い戻し不可である。
7. 大会登録のキャンセルには、75ドルの手数料が課せられる。

D. 年会費、諸費、賦課金の減額申請

1. 連盟理事会は、クラブあるいはリジョン・ガバナーからの申請により、クラブが納入する連盟年会費、諸費あるいは賦課金の調整を審議する。
2. 申請書は、年会費送金依頼書に明記された納入期日から30日以内に連盟本部に(コピーをリジョン・ガバナーに)送付する。申請書には、申請減額の根拠となる情報を含める。
3. 連盟本部は減額を申請しているクラブに対し、理事会決定を郵便で通知し、そのコピーをリジョン・ガバナーに送付する。
 - a. 減額が承認されたクラブは、通知を受理してから60日以内に連盟本部に送金しなければならない。
 - b. 減額が却下されたクラブは、状況が実質的に大きく変わらない限り、減額を再申請することができない。未納となっている財務上の義務は、通知を受理した後、60日以内に全額納入しなければならない。
4. 通知を受理した後、60日以内に未納となっている財務上の義務が果たされない場合は、そのクラブは認証を取り消される。
5. SIA 理事会によって年会費が免除された場合、かかる会員の数はいくつでも国際ソロプチミスト(SI)へ報告する必要はなく、かかる会員に関する一人当たりの年会費をSIへ納める必要はない。

E. 財務上の義務不履行

1. クラブが納入期日から30日以内に財務上の義務を果たさなかった場合、連盟本部はクラブ会長ならびにトレジャーに義務怠慢の通告を郵送し、リジョン・ガバナーにそのコピーを送付する。

2. 連盟理事会は、そのような通告を受けてから 60 日過ぎても財務上の義務が果たされていない場合は、そのクラブの認証の取り消しを宣言する。理事会の裁量により、財務上の義務を果たさなければならない納入期日の延長を、妥当な範囲で認めることができる。

F. リジョンを運営・管理する手続

1. 各リジョンは、効果的なリジョン運営のために、細則を採択し、ソロプチミストの目的、目標ならびにプログラムを促進させる。ただし、かかる細則は、連盟細則ならびに連盟手続きに抵触してはならない。リジョン細則改正の提案は、その審議が行われる会合の招集状で情報を公表する前に、連盟本部へ提出し確認を受けなければならない。
2. リジョンは、その細則に準拠して、地区に分けることができる。
3. SIA とリジョンの細則に準拠して必要条件を満たした会員は誰でもリジョン・ガバナーを務める資格がある。地区、国、あるいはその他リジョン内の小区分に基づいてリジョン・ガバナーの職は輪番されない。SIA がリジョン・ガバナーに期待する事項を説明したリジョン・ガバナー職位記述書は、SIA のウェブサイト上のガバナーのウェブページに置かれている。
4. 会議、会合、投票
 - a. リジョンは毎年、リジョン細則によって定められている日時及び開催地において、年間に少なくとも 1 回のリジョン大会を開催する。リジョンは、この手続きのために以下のいかなる形式でもリジョン大会を開催することができる：対面式、音声またはビデオ会議、ソーシャル・メディアでのライブ配信。クラブは、リジョン大会とみなされるために、すべてのクラブによるセッションにおいて、リアルタイムで、音声もしくはチャット機能を介して、互いに、及びリジョンのリーダーとやり取りができる能力を有している必要がある。
 - b. リジョンは、定期的に予定されているリジョン理事会、役員会、もしくは委員会の会合を、あらゆる形式で開催することができ、これには対面式、音声またはビデオ会議、もしくはソーシャル・メディアが含まれる。
 - c. リジョンはあらゆる通常業務を実施することができ、これには役員の選挙、リジョン運営文書の改正案への投票、予算の承認、もしくは会合（対面式、音声またはビデオ会議、もしくはソーシャル・メディアによって実施される）での投票、または郵便投票、もしくは電子投票によるその他の通常業務が含まれるが、それらに限定されない。郵便投票もしくは電子投票の結果は、投票結果がまとまり次第、リジョン役員もしくは投票の責務を負う委員会の委員長によって、リジョン内の全ての会員に伝達されるべきである。結果は、投票が行われた会合の議事録に記載されると共に（または）リジョン内の全会員に公式に報告されるべきである。
 - d. 戦争時のような被害もしくはリジョンが活動を行っている国への攻撃、核もしくは原子力による惨事、大規模な自然災害、公共の安全もしくは公衆衛生の危機により、対面式の大会を開催することが得策でない、もしくは違法となる場合、リジョン理事会は、大会を停止（中止、延期、もしくは日程変更）する、もしくは大会または投票の形式を、リジョン細則に記載されている形式から、リジョン運営及び必要不可欠な業務の継続を確実にするために、この手順において支持されるいかなる形式にも変更することができる。これらの事態の場合、リジョン理事会は連盟本部に変更の承認を求め、その後リジョン内の会員にこれらの変更について通知する。
5. 会長は、SIA のリジョン及びクラブのリーダーによるリーダーシップ円卓会議を毎年招集する。リーダーシップ円卓会議は、SIA リーダーとしての育成を狙いとしたもので、各リジョンのガバナーは、このリーダーシップ円卓会議に出席することが求められる。各リジョンのガバナーは、2 回のリーダーシップ円卓会議に出席

する必要がある。1 回は、ガバナー・エレクトとして 2 年目（奇数年）に、もう 1 回は、ガバナーとして 1 年目（偶数年）に、自身またはリジョンによる費用負担で出席する。ガバナーは、ガバナーとして 2 年目に行われるリーダーシップ円卓会議へ出席することが奨励される。

6. SIA 理事会は、リジョンの区域限界の割当を行う責務を負う。提案されている区域限界の変更の影響を受けるリジョンは、相談は受けるが、変更に関する最終的な決定は、SIA 理事会単独の判断に委ねられる。（SIA 手続 付録 1: リジョンの区域限界を参照）以下の状況において、既存のリジョンから新たなリジョンを結成することができる。
 - a. リジョン内の会員の大幅な増加あるは減少。
 - b. 既存のリジョン内で、ソロプチミスト・クラブがほとんど、もしくはまったく存在しない地域にクラブが拡張され、そのクラブが地理的、文化的、財政的、及びその他の考察事項によって現行のリジョン理事会の導きを受けることができない。既存のリジョン区域から結成される新たなリジョンは、理事会管轄リジョンとみなされる（手続 F.7.を参照）。
 - c. リジョンが拡大し、現行の形態では自らを維持できないと判断し、2 つ以上のリジョンに分割することを模索することを決定する。リジョンは、SIA 理事会が「リジョンに関する理事会ポリシー」の付録 3 で概説している指針とスケジュールに従う。このポリシーは連盟本部長室から提供される。次の議事的要件が順守される必要がある。
 - i. リジョン理事会は、提案される分割の発効日の 30～36 か月前に行われるいずれかの理事会会合で、動議を提出する。動議の目的は次の通り: リジョンの分割を勧告するか否かに関する調査を行う; リジョンの分割を検討することについて SIA 理事会の承認を得る; 年次会議で編成されたリジョンのデレゲートの前で、リジョンの分割を検討するよう要請を行う。リジョン理事会は、通常の過半数によってその動議を承認する。承認されたならば、リジョン・ガバナーは、リジョンの議題項目、動議、リジョン理事会会合の議事録を進める。議事録は、SIA 理事会の次回会合の少なくとも 90 日前に SIA 会長と本部長へ送ることを承認するリジョン理事会の承認を文書化したものである。
 - ii. リジョンが事を進める前に、SIA 理事会は、リジョンの分割を勧告すべきか否かについて調査を行うというリジョンの要請に最初の承認を与える。
 - iii. リジョン理事会は、年次会合で提案を取り上げる（通常、提案されている分割の発効日の 25～26 か月前）。提案は、リジョン分割を検討する要請である。リジョンは、本件に関する通知と、それまでの調査結果（第一次報告）を大会招集状の中で提供する。SIA 理事会に代わり、連盟本部は、リジョンが細則によって義務付けられている大会招集状発送日の 30 日前までに、その提案と大会招集状に含まれる資料を承認する。
 - iv. リジョンのデレゲートは、リジョン大会で 3 分の 2 の賛成票があれば、分割に関する調査を継続する決議を承認する。
 - v. 最新の調査結果報告（第二次報告）は、提案されている分割の発効日の約 14～15 か月前の年次会合でリジョンのデレゲートに提供され、報告の内容に関する通知は大会招集状を通じて行う。SIA 理事会に代わり、連盟本部は、リジョンが細則によって義務付けられている大会招集状発送日の 30 日前までに、報告と大会招集状に含まれる資料を承認する。報告には次のものが含まれる:

- 結果として生じるリジョンの区域及びクラブ数と会員数の提案、リジョンの継続的拡大のための会員勧誘計画。
 - 結果として生じる各リジョンの名称の提案。
 - 来たる年の以下に関するスケジュール：
 - 結果として生じるリジョンの最終的な形態の決定。
 - 結果として生じる各リジョンの新たなリジョン理事会メンバーの指名推薦。
 - 現行のリジョンの資産分割計画。
 - 結果として生じる各リジョンの3年間の予算提案。
 - 国ごとの実施すべき法律あるいは税関連業務。
 - 提案されている分割を進めるための動議。
- vi. 第二次リジョン報告及び動議は、デレゲートの3分の2の賛成票があれば承認される。
- vii. 提案されている分割に関する最終報告は、提案されている分割の発効日より前に、SIA 理事会の冬季会合で SIA 理事会によって承認される必要があり、リジョンの細則で義務付けられている通り、リジョンの大会招集状内で送付されなくてはならない。報告には以下に関する提案が含まれる必要がある：
- 現行リジョンの業務例会及び、分割に関する正式表決が承認された後に開催されるその後の各リジョンの業務例会。
 - 既存のリジョンによって表決されるリジョン及びクラブの最終リスト。3分の2の賛成票で承認される。
 - 既存のリジョンによって表決される資産の分割方法。3分の2の賛成票で承認される。
 - 各リジョンの理事会の被指名候補者。その後の各リジョンで表決される。
 - 各リジョンの細則提案。その後の各リジョンで表決される。
- viii. リジョンは、全過程を通じて、SIA 理事会へ定期的な連絡と最新情報を提供する。
- d. 2つ以上のリジョンが合併、再編、あるいは1つ以上のリジョンに統合される(理事会ポリシー 付録 1 を参照)。
7. SIA 理事会は、以下の状況にある場合、そのリジョンを「理事会管轄リジョン」として1～5年間、連盟の管理運営下に置くことを決定できる。
- a. 新しい国もしくは統治領におけるクラブの設立。
 - b. 望ましいクラブ数もしくは会員数を維持できない、および／もしくは、財政面または指導力の面で問題を抱えている既存のリジョン。
 - c. 既存のリジョン内で、ソロプチミスト・クラブがほとんどあるいはまったく存在しない地域にクラブが拡張され、クラブは地理的、文化的、財政的、及びその他の考察事項によって現行のリジョン理事会の導きを受けることができない。
 - d. リジョンの合併もしくは分割が行われ、その影響を受けるリジョンの立ち上げを成功させるために追加の時間あるいは監督が必要とされる。

8. 保険

すべてのソロプチミスト・リジョンは、本部のリスクを軽減するために適切な保険を得なければならない。

- a. 米国とその領土に拠点を置く全てのリジョンは、SIA の指定ブローカーを通じて、一般賠償責任保険、酒類に関する賠償責任保険、性的暴行に関する保険、および理事・役員保険を得ることが求められる。
 - i. 賠償責任保険の補償範囲は、連盟本部が調達するクラブとリジョンの損害賠償責任保険の補償範囲の一部として取得できる。
 - ii. 理事・役員保険は、本部が設定した契約期間、SIA の指定ブローカーから各リジョンが購入する。
 - iii. SIA は、交差責任条項を付けたこれらの保険契約の追加的被保険者に指名されるものとする(すなわち、リジョンと SIA は請求目的において別個の被保険者として扱われる)。
- b. 米国とその領土以外に拠点を置く全てのリジョンは、リジョンが活動する国において必要とされるあらゆる適切な保険契約を購入することが求められる。これらの保険契約は、自由に保険ブローカーを選んでリジョンが購入するものとする。全リジョンは(米国内であろうとなかろうと)各保険契約が発行されたとき、更新されたとき、あるいは連盟本部に要請されたとき、連盟本部に(英語で)保険証書を送付するものとする。

9. 報告

- a. 全てのソロプチミスト・リジョンは、リジョンの年度末から 60 日以内に、年度末の財務表を連盟本部に提出することを求められる。この財務表には資産、負債、純資産を示す貸借対照表と、当期の活動を反映した詳細な損益計算書、リジョンの予算が含まれる。
- b. 米国とその領土、カナダに拠点を置く全てのソロプチミスト・リジョンは、契約発行時の価値が 10,000 ドル以上の先物契約のコピーを連盟本部に提供することが求められる。
- c. すべてのソロプチミスト・リジョンは、リジョン大会招集状がリジョンのクラブに提供されるのと同時に、それを連盟本部に提出しなければならない。

10. リジョンによる資金調達

- a. 会員や一般の人々から寄付を求めるいずれのリジョンも、以下の指針に倣うものとする:
 - i. 慈善寄付を寄付者による贈与の行為として称え、迅速にその寄付に対する謝意を示す
 - ii. 寄付者の希望に沿ってその寄付を使うことにより、寄付者の意向に従う。また、リジョンのあらゆるコミュニケーションで寄付の用途について正確、正直に報告することによって、透明性を保つ。
 - iii. 一般の人々から寄付を求めるために必要な、政府機関への適切な登録を行い、最高水準の説明責任を順守する。
 - iv. リジョンの資金調達は、「SIA 手続付録 1: リジョンの区域限界」中の当該リジョンの区域限界によって定められた地域に限定されるものとする。
- b. 直上の a. iv. に掲載の、政府機関への適切な登録を実行するために、米国で活動しているリジョンは、以下の条件のすべてを満たすことによって、当該リジョンが登録され活動している米国の州で SIA の慈善登録の恩恵を受け、それらを利用することができる:
 - リジョンは、非法人でなければならない。

- ・ リジンは、SIA の IRS の 501(c)(3)の集団免除の従属組織でなければならない。
- ・ リジンは、次の名称で資金調達を行わなければならない: Soroptimist International of the Americas, Inc. (リジン名) Region。

11. リジンは、リジンが政府から付与された慈善目的の非課税措置を使って、代理人として、その税制上の立場を利用して寄付者へ税制優遇措置もしくは税控除の可能性を提供することを模索するその他の団体もしくはプロジェクトのための資金を収集することはできない。

G. 連盟大会

1. 大会の開催日は主要な国民の休日避けるものとする。
2. 連盟本部は、登録、必要な契約、実務的な準備事項および経理についての責任を持つ。
3. 大会招集状には、議事日程案、登録と資格に関する情報、連盟細則で求められているその他の情報、理事会が大会審議事項でクラブに知らせる必要があると判断した情報が含まれる。
4. 登録は大会初日の少なくとも 120 日前に開始される。登録料の構成には、早期、正規、延滞の登録料が含まれる。登録は大会初日の 30 日前に締め切られ、その他のすべての登録手続きは大会会場で処理される。
5. 大会登録料の返金は、連盟本部まで大会開催の 30 日前までに書面で要請されなければならない。この日より後に届いた返金要請は、大会終了後 30 日までの間に一件ずつ検討される。大会中に返金が行われない。
6. ビザ用の招聘状は、要請があった場合、登録料の支払い確認書とともに登録者名でのみ送付する。

H. 指名および選挙手続

1. 連盟理事
選挙区は、「国際ソロプチミストアメリカ細則」の第 8 条で定められている。以下の表は、小地区によって選択された指名と選挙の方法を示している:

第 1 選挙区 (ブラジル)	広域制
第 2 選挙区 (イースタンおよびウエスタン・カナダ・リジン)	輪番制
第 3 選挙区 (日本南リジンおよび西リジン)	輪番制
第 4 選挙区 (日本東リジンおよび北リジン)	輪番制
第 5 選挙区 (韓国)	広域制
第 6 選挙区 (メキシコ/セントロアメリカおよびアメリカ・デル・スール・リジン)	輪番制
第 7 選挙区 (フィリピン・リジン)	広域制
第 8 選挙区 (日本中央リジン)	広域制
第 9 選挙区 (カミノ・リアル、デザート・コースト、ゴールデン・ウエスの各リジン)	広域制
第 10 選挙区 (ファウンダー、シエラ・ネバダ、シエラ・パシフィックの各リジン)	輪番制
第 11 選挙区 (ミッドウエスタン、サウス・セントラル、サザンの各リジン)	輪番制
第 12 選挙区 (ノース・アトランティック、セントラル・イースト・コーストの各リジン)	輪番制
第 13 選挙区 (ノースウエスタンおよびピークス・トゥ・プレーンズの各リジン)	輪番制

第 14 選挙区(台湾リジョン)

広域制

- a. 8 月 1 日までに、セクレタリー・トレジャラーは、その年に理事を選ぶ選挙区の小地区内の各クラブに、その選挙区からの理事候補者として考慮されるべき候補者を推薦するように依頼する。候補者の氏名を推薦することを望むクラブは、9 月 15 日までに連盟本部に送付する。連盟本部は資格を確認し、指名された会員の各々に、所定の資格概要書と被指名者受諾書の書式を送付する。これらの書式は 10 月 25 日必着で、連盟本部に返送されなければならない。連盟本部は全ての適格なクラブに、11 月 10 日までに郵便投票用紙を郵送する。全ての投票用紙は、集計のために連盟本部に返送される。
 - b. 期日までに候補者の受け付けがない場合は、連盟本部は 60 日間待ったのちに、クラブに候補者の推薦を再度依頼する。会長エレクトの立候補と選挙の過程は、遅延した選挙の完了を待たずに、時間を延長することなく予定通り進められる。2 度目の依頼後も候補者の推薦がない場合は、現職の理事がさらに 1 年役職に残り、翌年、その選挙区が再度選挙を行う。
 - c. 2 つ以上のリジョンで構成されている選挙区は、広域制と輪番制の間で選挙方法を変更することができる。提案を行うリジョンは、12 月 15 日までに連盟本部と選挙区他のリジョンに連絡し、選挙方法の変更を要請する旨の意向を伝えなければならない。連盟本部は、各リジョンの大会招集状に含めることができるように、議案および提案理由やその他の支援情報を準備する。影響を受ける全てのリジョンは、同じ支援資料を用いて、同じ議案について表決しなければならない。出席し表決するデレゲート(郵便投票の場合はクラブ)の過半数がリジョンの見解を決定し、選挙区内のリジョンの過半数が案件に決着をつける。輪番制が選ばれた際に明確な順番がない場合は、連盟本部とリジョンで順番を決める。変更は、当該選挙区が関係する次の選挙から有効となる。
 - d. 任期 1 年目の連盟理事が会長エレクト職に選出された場合、会長エレクトが会長としての任期を完了できるようにするため、当該選挙区の議席の後任者の指名及び選出する過程は 1 年間延期される。
2. 会長 — 次の会計年度の連盟理事選出直後に、会長は次の締切日に従って会長エレクトの指名および選挙を行う。
- | | |
|---------|--------------------------------|
| 2 月 1 日 | 有資格理事会メンバーに対し、選挙に立候補するよう呼びかける。 |
| 3 月 1 日 | 連盟本部は、投票用紙を適格なクラブに送付する。 |
| 5 月 1 日 | 記入した投票用紙を連盟本部に返送する。 |
3. 連盟理事会の欠員の補充 — 連盟理事会に欠員が生じたならば、欠員理事を出した選挙区に改めて補欠選挙を行うよう指示する。もし選挙区が輪番制による選挙制度をとっているならば、その欠員理事と同じリジョンから後任理事を補充する。日程を短縮し 90 日以内に欠員補充の選出を行なわねばならない。
- もし通常の選挙スケジュールによる場合は、その選挙区は 90 日以内に後任者の選挙を完了するか、すでに選挙区の次期連盟理事が決まっているならば、直ちにその次期連盟理事が空席を埋めて前任者の残任期間と本来の就任期間を満了する。
3. 資金調達協議会 — SIA セクレタリー／トレジャラーは 8 月 1 日までに、各クラブ、SIA 理事会の現・次期メンバー、資金調達協議会の現・次期メンバー、各リジョンのガバナー及びガバナー・エレクト、資金調達協議会指名委員会の現メンバー、そして寄付タスク・フォースの現メンバーに、資金調達協議会の空席を埋める候補者として検討する人物の氏名を提案するよう呼びかける。これらの候補者(被指名者)名は 9 月 15 日

までに連盟本部へ送付する。本部は、締め切り日から 3 日以内に、それらの被指名者名を指名委員会へ連絡する。本部は、氏名が挙げられた各候補者に、資格概要書、被指名者受託書の書式を送付し、10 月 25 日までにそれらの書式を本部に返送するよう要請する。本部は 11 月 5 日までに、指名されて選出された場合には就任することに同意した全ての会員の氏名と資格のリストを作成する。その写しが資金調達協議会指名委員会の各メンバーに送付される。

指名委員会は、以下の 5 名で構成される：SIA 会長、SIA 会長エレクト、次の区分から SIA 会長によって任命された 3 名（本人の承諾が必要）。

- 1) SIA 直前会長は、資金調達協議会指名委員会の 3 つの席の一つを務めることを招待される。
- 2) 現在の資金調達協議会メンバー。
- 3) 過去 3 年以内に資金調達協議会の任期を終えた元資金調達協議会委員長。
- 4) 過去 3 年以内に資金調達協議会の任期を終えた元資金調達協議会メンバー。

指名委員会は 9 月 1 日までに設置され、翌年の 8 月 31 日まで務める。委員会のメンバーはこの任期中に資金調達協議会への任命を模索することはできない。資金調達協議会に求められる技能と多様性が確実に考慮されるように、指名委員会は推薦される任命候補者リストを準備する。空席となるポジションを埋める一人と、その代替として合計 2～3 名で、それらは指名委員会によって順位付けされ、委員会報告に添付される。

- a. 指名は、各年の最初に行われる対面式の理事会会合で、SIA 理事会によって行われる。各協議会メンバーの任期は、指名後の 9 月 1 日から 2 年間とする。2 期連続で務めたメンバーは、少なくとも 12 ヶ月を空けた後、資金調達協議会に再指名されることができる。
- b. 理事会が SIA 細則（第 9.02 項）に則り委員長を指名する。毎年、SIA セクレタリー・トレジャラーは、9 月 1 日に在籍予定の全メンバーと 9 月 1 日に指名を求める者に、委員長指名に立候補するよう要請する。関心を示したメンバーが被指名者と見なされる。委員長は、理事に助言を提供する目的で、SIA 会長の招きで SIA 理事会会合に出席する。本部長は、資金調達委員長が SIA 理事会に出席するための適切な予算を確保する。
- c. 協議会メンバーは、理由の有無を問わず、連盟のために最もよいと判断されれば、SIA 理事会によって何時でも解任される。そのような解任は、契約で認められている解任される者の既得権（もしあるならば）を、侵さないものとする。理事会の会合において当該協議会メンバーの聴聞会が開かれ、在職理事の 3 分の 2 の賛成が得られた場合のみ、解任が起こるものとする。
- d. 資金調達協議会の欠員は、残りの協議会メンバーの推薦により、理事会が埋める。このように選出された者は、残任期間を全うする協議会メンバーを務めるものとする。

I. 連盟理事会

1. 会合または行事に出席義務のある連盟理事会メンバーには、財務ポリシーに則り、予算に従って交通費および費用が還付される。
2. 連盟理事会のとった措置については会員と分かちあうが、連盟理事会の審議ならびに協議は機密のものとする。理事会が現在審議中の事項については、会員と分かちあうことができる。

3. 情報を提供し、国際ソロプチミストおよび連盟のプログラムを推進し、会員との緊密な連携を維持し、運営面、方向付け、達成目標の面で指針を与える人材としての役割を果たす目的で、連盟理事会メンバーは都合をつけて各リジョンの年次大会に出席するものとする。連盟は理事の交通費を支給する。リジョンは登録料、宿泊とリジョン大会での食事代を負担する責任がある。リジョン大会時にあわせて開催するリジョン理事会に理事を招請するものとし、また連盟理事が大会で講演する適切な時間を、リジョン大会議事日程のなかに設けなければならない。リジョン・ガバナーはそのほかに、分科会での講演、役員交替式などの任務を理事会メンバーに行うよう要請することもできる。
4. 2021/22 年期より、理事会は、5 年ごとに、計画サイクルにガバナンス(運営体制)の見直しを含める。

J. 解散の手続

1. リジョン・ガバナーは、リジョンのメンバーシップ委員長と協力して、クラブの解散を監督し、以下の事項が確実に行われるようにする。
 - a. クラブの運営主体が、クラブの全ての債務を支払うか、その支払いの準備をする。
 - b. クラブの運営主体が、クラブの資産を、自分たちの組織である国際ソロプチミストアメリカに譲渡する。加えて、クラブは、慈善、科学、文芸、教育の目的のために組織、運営されており、女性と女兒をエンパワーするという使命に類似するミッションを支援する組織に寄付を行うこともできる。
 - i. 米国内のクラブにおいては、寄付を行う時点で、かかる組織はアメリカ合衆国の内国歳入法 501(c)(3)項の下で非課税組織の資格を得ている組織でなければならない。
 - ii. 米国以外のクラブにおいては、かかる組織はクラブが運営されている国において慈善的立場にあるか慈善的性質の組織とすべきである。
 - c. 残余資金が、いかなる人であれその個人的利益のために使われることがない。
 - d. 公式の解散の日から 30 日以内に、「ソロプチミスト・クラブ解散」フォーム 202 に記入し連盟本部に送付する。

K. 投票

1. 連盟理事会は次の規定に従って投票により措置をとることができる。
 - a. 投票を求める提案は、財務的影響についての説明文を必ず添付して、連盟会長および本部長に提出する。会長と本部長はその議題が現行規約に抵触しておらず、時機を得たもので、投票による措置を必要とする連盟業務に関する事項であるか否かを決める。連盟理事会措置として不適当と思われる案件の投票について会長は理事会に報告し、そのような決定を下した理由を述べて了解を求める。
 - b. 本部長は連盟の議事法権威に従って投票用紙を作成する。投票用紙には提案の根拠および提案者の提案理由を含める。実際の提案は、表現上の文言訂正をしたうえで出すことができる。ただし、内

容を変更してはならない。全ての投票用紙は「投票」と明記された封筒に別々に入れる。他の郵便物に同封してはならない。

- c. 連盟理事は表決結果が最終的に発表される時点まで、その表決を変更する権利を有する。
 - d. 連盟理事は投票について異議申し立てまたは抗議をすることができる。異議申し立てまたは抗議の電報または書面による通知は投票を受理して 10 日以内に会長へ、そのコピーを連盟本部へ送る。これに対して 10 日以内に、配達証明付きで、異議申し立てまたは抗議の理由を述べた書簡が出される。投票についての異議申し立てまたは抗議があったときは、ただちに次を決める新たな投票を出す。
 - 1. 異議申し立てまたは抗議の妥当性、および
 - 2. 議題についての最終決定。
 2 回目の投票には、異議申し立てまたは抗議の理由を添付する。最初の表決によって求められる措置は、正当な異議申し立てまたは抗議の最終処理が済むまで保留とする。
 - e. 本部長は過半数の投票を受け取ったならばただちに会長に報告する。本部長はその後 15 日以内に全ての連盟理事および直接の関係者たちに通知する。報告書には投票者個人が述べた意見を含める。
 - f. 投票の結果報告概要は、次回連盟理事会の議事日程に含める。電子メール投票は理事会の承認を必要とする。連盟理事会に報告概要が提出されてから 30 日以内に投票用紙を破棄する。
2. クラブ向けの投票は連盟理事会への投票と同じ基準に従う。さらに次を適用する。
- a. 投票用紙が郵便または E メールで送られる時点で適格でないクラブには、その投票に参加する資格はない。
 - b. 選好投票(3 名以上の候補者がいる)は投票用紙に記載された候補者に限定される。
 - c. 適格で投票資格を持つクラブの正確な数を記録する。投票用紙の返送締切日は投票用紙が郵便または E メールで発送された日から少なくとも 60 日後とする。本部へ返送もしくは電子投票業者へ返送された実行済みの投票用紙(例として空白でない投票用紙)の合計数は、必要とされる適切な過半数を決定するための基準となる。
 - d. クラブ投票の結果に関するクラブへの通知は、ソロプチミストの会員ウェブサイトと、ニュースレターの次号に含める。投票用紙は、返送受け取り締切日から 90 日間連盟本部で保管し、その後破棄する。
 - e. 電子投票による投票には、以下が適用される。
 - i. 電子投票システムに入力する正式なリンクは、各クラブに独自に割り当てられるもので、@soroptimist.net のクラブ電子メールアドレスへ送付される。電子投票システムへの入力を行う際には、各クラブに独自に割り当てられる正式なリンクのみが使用可となる。
 - ii. 投票システムの開設と投票受付に関する通知は、クラブ会長とクラブ・トレジャラーの個人 E メール・アドレスへ配信される。
 - f. 用紙による投票には、以下が適用される。
 - i. 返信用封筒もしくは投票用紙には、クラブ番号、クラブ名、リジョンを明記する。

- ii. 投票が有効とみなされ、票として数えられるためには、返信用封筒もしくは投票用紙に、選出されたクラブ役員(会長、会長エレクト、副会長、セクレタリー、トレジャラー)のいずれか 2 名が署名する。

L. 国際ソロプチミスト

1. 国際会長被指名者は次のようにして選出する。
 - a. 国際会長指名が連盟の責任になったときには、連盟理事会は、就任を望む有資格の候補者に履歴書の提出を求める。理事会は候補者の適性を確認し、クラブへの郵便投票に付す候補者を何名でも提案することができる。理事会が、郵便投票に付す有資格の候補者を 1 名も提案しないことを決めた場合、連盟は会長職の順番を放棄する。
 - b. 投票用紙には、候補者名をアルファベット順に列記する。各候補者の資格概要書を投票用紙に添付する。3 名以上が投票用紙に付されている場合、投票を行うクラブは投票用紙に付されている候補者の選出に順位を付けることで選好投票を行う。
 - c. 連盟本部は連盟手続と国際ソロプチミストが定める期限に基づいてクラブ向け郵便投票を実施する。本部長は国際ソロプチミストの求める要件に従って被指名者の氏名を国際に提出する。
 - d. 国際ソロプチミスト理事会による選挙前のいずれのときでも連盟被指名者が辞退または就任できなくなったならば、選択選挙制による投票結果で次点の者が被指名者となる。もし 1 名についてのみ投票を行った場合は、連盟理事会が、就任の同意を得たうえで他の有資格者を被指名者とするか、または会長職指名の順番を連盟が放棄するかどうかを決める。
2. 国際ソロプチミストの定款及び Bye-laws に従い、毎年 1 月 1 日時点に任期を務めている SIA 会長が、すべての国際ソロプチミスト年次全体会合 (AGM) と特別全体会合 (EGM) への認定代表者を務め、同年の 12 月 31 日まで任期を務める。会長が一時的に認定代表者としての責務を遂行できない場合は、会長が責務に復帰できるまでの間、SIA 会長エレクトがこの役割を担う。
3. 国際ソロプチミストアメリカの代表として、二人のメンバーが国際ソロプチミスト理事会のメンバーとなり、両者は「SIA に任命される国際ソロプチミスト理事会の理事」として、2 年の任期が交互になる形で任期を務める。SIA 理事会は毎年、翌年 1 月 1 日から国際ソロプチミスト理事会で任期を務める新しいメンバーを以下の中から選出する。
 - SIA 理事会の現メンバー(来たる 8 月 31 日付けで任期を終える)
 - 過去 3 年以内任期を終えた SIA 理事会の元メンバー
 - 「SIA に任命される国際ソロプチミスト理事会の理事」を現在務めており、12 月 31 日付けで退任予定の者
 - 過去に「SIA に任命される国際ソロプチミスト理事会の理事」を務め、過去 3 年間にその職位から退任した者

いかなる個人も、「SIA に任命される国際ソロプチミスト理事会の理事」の職位を 4 年を超えて務めることはできない(連続、累積にかかわらず)。選出は、ボーティング・デレゲートが就任する前の 8 月 15 日までに郵便投票で実施される。関心のある適格の個人は、その年の 5 月 31 日までに自分の氏名と履歴書を連盟本部へ提出する。SIA は、国際ソロプチミストのスケジュールに従い、新たな理事会メンバーを国際ソロプチミ

ストに通知する。一時的に責務を遂行できない場合、SIA 会長は一時的な任務遂行者を指名することができる。欠員となった場合、SIA 会長は、SIA 理事会が欠員補充選出を行うまでの間、一時的な任務遂行者を指名できる。国際ソロプチミストの Bye-laws 条項 8.1 に従い、認定代表者と国際ソロプチミスト理事会メンバーが両方の役割を同時に担うことはできない。

4. 連盟の地理的境界

- a. SIA に割り当てられた国／統治領で、クラブの運営が行われていない国／統治領について、SIA 理事会は次のことを目的として、3 分の 2 の賛成票によってその国を連盟の地理的境界から排除することを承認しなくてはならない。
 - i. その国／統治領を既存の他のソロプチミスト連盟（国際ソロプチミストグレート・ブリテン・アンド・アイルランド、国際ソロプチミストヨーロッパ、国際ソロプチミストサウスイースト・アジア・パシフィック、国際ソロプチミストアフリカ連盟）に再割り当てする。
 - ii. 新しい連盟の結成。
- b. SIA に割り当てられた国／統治領で、クラブの運営が行われている国／統治領について、SIA 理事会は、3 分の 2 の賛成票があれば、既存の他のソロプチミスト連盟（国際ソロプチミストグレート・ブリテン・アンド・アイルランド、国際ソロプチミストヨーロッパ、国際ソロプチミストサウスイースト・アジア・パシフィック、国際ソロプチミストアフリカ連盟）に再割り当てすることを目的として、連盟の地理的境界から排除することを承認しなくてはならない。SIA 理事会は、何らかの決定を行う前に、影響を受けるクラブの意見を求める。
- c. 現在 SIA もしくはその他の連盟内にあるソロプチミスト会員の集まりが、SIA に割り当てられた国／統治領で SIA クラブが活動している国／統治領を含める新たなソロプチミスト連盟の結成を模索する場合、それらのクラブによる新たなソロプチミスト連盟結成を追求するには、SIA 理事会の 3 分の 2 の賛成を得なくてはならない。SIA 理事会は、何らかの決定を行う前に、影響を受けるクラブの意見を求める。
- d. 現在 SIA 内にあるクラブと共に新たな連盟を結成することについて調査を行うためには、次のことが行われる前に、SIA 理事会による許可も得なくてはならない。
 - i. 既存の SIA クラブと新たな連盟を結成するため、国際ソロプチミストと何らかのプロセスを開始する。
 - ii. SIA のいかなるリジョン／国／統治領、クラブ、あるいは会員との接触を開始する。
 - iii. ソロプチミスト連盟、ユニオン／リジョン、クラブ、リーダー、もしくは個々の会員との接触を開始する。

SIA 理事会の許可を得ずに、SIA リジョンの外部のソロプチミストクラブを勧誘することを禁止する SIA 手続 A.一般の第 3 項も参照のこと。

M. 連盟決議を運営・管理する手続

1. 決議は、きわめて重要な事項に関するもので、広い関心をよびかつ国際的広がりのあるものとする。扱う課題は、女性と女兒の生活向上というソロプチミストの使命に重要な関連があるものでなければならない。愛国的な政治問題にからむ事柄、個人を誉め称えるまたは故人を偲ぶ決議は取り上げない。連盟ポリシー、運営または機構に関する事項などについての決議は、連盟理事会に付託して迅速な審議と処置を求める。
2. 決議文は廃止されるまで、あるいは連盟理事会の同意を得て、規約決議委員会が目的が完遂したとみなしたときまで、現行通り効力があるものとする。
3. クラブおよびリジョンには、全ての決議文を検討し、それについての意見や勧告を連盟規約決議委員会に提出することを奨励する。さらに、連盟規約決議委員会は、10 年間効力のあった現存の決議文を見直し、ソロプチミストプログラム、適時性、見解の変化、新しい知識・情報などの点で適正か否かを検討する。規約決議委員会の勧告によって、そのような決議文を再確認する、改正する、廃止するなどの告知は、措置をとることになる連盟大会の招集状に記載する。効力をもってから 10 年未満の決議文についても、クラブの議決を求めて、見直し、勧告することができる。
4. 決議案を起草する場合、不必要な重複を避けるために、起草者は提案決議案に密接な関係のある現存決議文および『私たちの見解』に掲載されている国際ソロプチミスト見解声明文を理解、認識していなければならない。見通しのある確かな目標と日程を述べる。決議の述べる課題について検討するうえで問題となる次について答えていなければならない。
 - 課題の意味する関心事、問題あるいは機会は厳密に何であるか？
 - 課題がソロプチミストの目的にどのように関連しているか？
 - ソロプチミスト・クラブは、具体的にどのような「理解促進」、「提唱」、「活動」を行う必要があるのか？
 - 決議を完遂したことによってどのように女性や女兒または組織に役立つのか？
5. 決議案提出期限後に持ち上がった緊急な内容の決議は、連盟細則第 XII 条第 12.02 項に従って連盟大会審議を求めて上程することができる。

N. プログラムと賞

1. 連盟は、社会的弱者である女性と女兒が経済的エンパワーメントを達成できるよう支援する教育へのアクセスを推進する組織全体のプログラムについて、設計、管理、評価、報告を行う。
 - a. **夢を生きる賞：女性のための教育・訓練賞**：「夢を生きる賞」は、社会的弱者である女性に現金の賞金を授与して、受益者の教育・訓練上の目標を支援するもので、受益者である女性及びその扶養家族の生活水準の向上と定義される経済的エンパワーを実現できるようにする。1972 年以来、「夢を生きる賞」は SIA の中核的プログラムとして機能している。SIA のすべてのクラブは、プログラムの資格要件を満たす女性に現金の賞金と追加の支援を提供し、その参加をリジョンに毎年報告することが奨励されている。
 - b. **夢を拓く：女子中高生のためのキャリア・サポート**：「夢を拓く」は、社会的弱者の女兒（女子中高生）に教育とお手本となる女性へのアクセスを提供するもので、それによって女子中高生は、自分の職業上の目標を追求し、潜在能力を十分に発揮できるようエンパワーされる。すべてのクラブは、社会的弱

者の女子中高生のために「夢を拓く」プロジェクトを実施あるいは支援することが要請されている。そしてその参加を毎年リジョンに報告し、評価調査の結果を SIA へ直接報告することが要請されている。

2. 連盟は以下の賞を授与する:

- a. **連盟最優秀クラブ賞:** 年間の表彰。クラブ・ロードマップ測定基準で示されたパーセンテージに到達したクラブは、この賞へ応募申請書を提出するよう招待を受ける。応募は、女性と女兒の経済的エンパワーメントを達成するために必要な教育と訓練へのアクセスを提供するクラブの優れた活動を明らかにする必要がある。この賞は、SIA の戦略的計画を支援するソロプチミスト・クラブの優良事例を称えるもので、他のクラブで再現可能なものである必要がある。現行及び過去の SIA リーダーによるボランティア委員会が、影響、関与、フィランソロピーの部門で審査を行い、最優秀クラブを選出する。最優秀クラブは表彰を受け取る。
 - b. **連盟最優秀リジョン賞:** 隔年の表彰。リジョン・ロードマップの測定基準で示されたパーセンテージに到達したリジョンは、この賞へ応募申請書を提出するよう招待を受ける。応募には、女性と女兒の経済的エンパワーメントを達成するために必要な教育と訓練へのアクセスを提供するリジョンの優れた活動を明らかにする必要がある。この賞は、SIA の戦略的計画を支援するソロプチミスト・リジョンの優良事例を称えるもので、他のリジョンで再現可能なものである必要がある。現行及び過去の SIA リーダーによるボランティア委員会が、影響、関与、フィランソロピーの部門で審査を行い、最優秀リジョンを選出する。最優秀リジョンは表彰を受け取る。
3. ソロプチミスト会員、SIA 職員、およびそれらの近親者は、一般を対象にしたソロプチミストの賞金を受ける資格がない。近親者の定義は、養子縁組、血縁、婚姻による、配偶者/パートナー、親、きょうだい、子、孫とする。
 4. SIA の女性と女兒の定義は、本人のジェンダーの特定に基づく。あるプログラムの参加候補者が、自分は女性もしくは女兒であると述べた場合、その人物はプログラムに参加する資格を得る。

O. 連盟ボランティア職

1. 連盟レベルのボランティア職を設ける前に、SIA 理事会は本部長から必要な情報を得て、ボランティアが達成すべき具体的な目標を考察し定める。
2. 連盟ボランティアは一般に、「ボランティア職務内容」に記述されているように指定された本部局職員と連携しながら任務を遂行する。
3. ボランティアによる役職の職務内容には、次の事項が含まれる。
 - a. 役職と責任分野
 - b. 達成目標・成果
 - c. 課せられた具体的な任務
 - d. 役職の資格要件
 - e. ボランティアが誰に対して責任があるのか
 - f. 報告・モニタリング(進捗状況の監視)

- g. 任期
 - h. 財務
 - i. 役職申込手続
4. 手続は、締切日を明記してこの特別職に適切な方法により“公表”することを明確にする。そのような手続には、クラブ・メール、リジョン・ガバナーまたは関係者による推薦を含むことができる。公募や選考手続は、役職にふさわしいボランティアに公正で平等な機会を与えるものとする。選考は、役職に関心をもつボランティアが提出した略歴に基づいて、会長が会長エレクトおよび本部長と協議のうえ行い、職務内容にふさわしい資格があることを述べた本人の所信を含めるものとする。
 5. 毎年、職務遂行状況の評定を行い、評定表は連盟本部署にファイルして保管する。

P. 「夢を生きる」参加者

1. 連盟本部は、バーチャルな関与の機会を提供する「夢を生きる」コミュニティを維持するものとする。参加は、現在のソロプチミスト会員を含め、SIA がその使命を達成するのを支援することに関心を持つどの個人に対しても開かれる。参加の誘いはまた、解散したソロプチミスト・クラブの会員も含め会員籍を停止した元ソロプチミスト会員にも広げられる。
2. 「夢を生きる」コミュニティへの参加によっては、ソロプチミスト会員であるとは見なされない。ソロプチミスト組織内で投票したり役職に就くことを含め、ソロプチミスト会員であることのいかなる特典も、参加によってコミュニティ参加者に授与されることはない。
3. 「夢を生きる」コミュニティに加わるための参加者手数料はない。

Q. 改正

1. 本手続は、連盟理事会の出席し、投票した理事の 3 分の 2 の賛成により、事前通知なく、改正することができる。リジョン、地区またはクラブの細則または運営に影響を与える変更は実施期日を具体的に明記する。
2. 連盟細則の公表に際し正確を期するために、新・旧規約決議委員会委員長は公表前に最終版を確認しなければならない。受領後 14 日以内に確認を終り、連盟本部に返送しなければならない。

(翻訳: SIA 作成)

付録1: リジョンの区域限界

アメリカ・デル・スール — アルゼンチン、ボリビア、チリ、コロンビア*、エクアドル、ガイアナ*、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ*、ベネズエラの国々。

ブラジル — ブラジル連邦共和国

カミノ・リアル — カリフォルニア州サン・ガブリエル川以西のサンタ・バーバラ、ベンチュラ、ロサンゼルス各郡。

セントラル・イースト・コースト — コロンビア特別区; メリーランド州; ノースカロライナ州; サウスカロライナ州; バージニア州; ウェストバージニア州。

メキシコ/セントロアメリカ — ベリーズ*、コスタリカ*、エルサルバドル*、グアテマラ*、ホンジュラス*、メキシコ、ニカラグア*、パナマ。

デザート・コースト — カリフォルニア州サン・ガブリエル川以東のオレンジ、サン・ディエゴ、インペリアル、ロサンゼルス各郡; アリゾナ州のユマ郡

イースタン・カナダ — ニューブランズウィック州; ノヴァスコシア州; オンタリオ州; プリンスエドワード・アイランド州; ニューファンドランド・ラブラドル州; ケベック州。

ファウンダー — カリフォルニア州のアラメダ、コントラ・コスタ、デル・ノルテ、ハンボルト、レーク、マリノ、メンドシーノ、ナパ、ソラノ、ソノマ各郡; ハワイ州; グアム; 北マリアナ諸島; パラオ*。

ゴールデン・ウエスト — カリフォルニア州のサン・バーナーディーノとリバーサイドの両郡; ユマ郡を除くアリゾナ州; ニューメキシコ州; テキサス州のエル・パソ郡。

日本中央 — 愛知、福井、岐阜、兵庫、石川、京都、三重、長野、奈良、大阪、滋賀、静岡、富山、和歌山
計2府12県

日本東 — 千葉、群馬、茨城、神奈川、新潟、埼玉、栃木、東京、山梨 計1都8県

日本北 — 秋田、青森、福島、北海道、岩手、宮城、山形 計1道6県

日本南 — 福岡、鹿児島、熊本、宮崎、長崎、大分、沖縄、佐賀 計8県

日本西 — 愛媛、広島、香川、高知、岡山、島根、徳島、鳥取、山口 計9県

韓国 — 大韓民国

ミッドウエスタン — イリノイ州; インディアナ州; ケンタッキー州; ミシガン州; オハイオ州; ウィスコンシン州。

ノース・アトランティック — コネチカット州; デラウェア州; メイン州; マサチューセッツ州; ニューハンプシャー州; ニュージャージー州; ニューヨーク州; ペンシルベニア州; ロードアイランド州; バーモント州。

ノーザン・フィリピン(SIA 理事会管轄リジョン) — フィリピン共和国内の次の地域: バタネス(島)、南イロコス州、パンガシナン州、アウロラ州、アブラ州、アパヤオ州、イフガオ州、カリンガ州、マウンテン。プロビンス州、カガヤン州、イサベラ州、ヌエヴァ・ヴィスカヤ州、キリノ州。

ノースウエスタン — ワシントン州境つまり北緯 46 度以北のアイダホ州; モンタナ州; マルフア郡を除くオレゴン州; ワシントン州; アラスカ州。

ピークス・トゥ・プレインズ — コロラド州; ワシントン州境つまり北緯 46 度以南のアイダホ州; アイオワ州; ミネソタ州; ネブラスカ州; ノースダコタ州; サウスダコタ州; ユタ州; ワイオミング州; オレゴン州のマルフア郡。

フィリピン — フィリピン共和国内で、ノーザン・フィリピンに割り当てられていないその他の州。

シエラ・ネバダ — ネバダ州; カリフォルニア州のアルパイン、ビュート、コルーサ、エル・ドラド、グレン、インヨー、ラッセン、モドク、モノ、ネバダ・プレイサー、プラマス、サクラメント、シャスタ、シエラ、シスキュー、サッター、テハマ、トリニティ、ヨロ、ユバの各郡。

シエラ・パシフィック — カリフォルニア州のアマドール、カラベラス、フレズノ、カーン、キングズ・マデラ、マリポサ、マーセド、モンテレー、サン・ベニト、サンフランシスコ、サン・ホアキン、サン・ルイ・オビスポ、サン・マテオ、サンタ・クララ、サンタ・クルス、スタニスラウス、トゥーレアリ、トゥオルミの各郡。

サウス・セントラル — アーカンソー州; カンザス州; ルイジアナ州; ミズーリ州; オクラホマ州; エル・パソ郡を除くテキサス州。

サザン — アラバマ州; フロリダ州; ジョージア州; ミシシッピ州; テネシー州; プエルトリコ; ハワイ*

台湾 — 中華民国

ウエスタン・カナダ — アルバータ州; ブリティッシュ・コロンビア州; マニトバ州; サスカチュワン州; ユーコン準州; ヌナヴート、ハドソン湾西側のノースウエスト準州。

キューバ、ドミニカ共和国、北朝鮮の各国と米領バージン諸島は、SIの指定によりSIAの区域に含まれていますが、現在のところこれらの国と地域にクラブはなく、どのリジョンにも割り当てられていません。

* 印 = 現在これらの国と地域にはクラブが存在しません。